

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第25号

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を改正する規程

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「3年まで」を「5年以内」に改める。

第10条第1項中「市有財産使用許可申請書（第3号様式）により申請」を「次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）及び住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
- (2) 申請に係る行政財産の名称、所在地及び数量
- (3) 使用期間
- (4) 使用目的
- (5) その他管理者が必要と認める事項

第10条第2項中「市有財産更新使用申請書（第4号様式）により申請」を「前項各号に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出」に改める。

第13条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「本市又は本市に隣接する市町村の区域」を「日本国」に改め、「法人」の右に「その他の団体」を加え、「主たる事務所」を「事務所又は事業所」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「10日以内に使用資格変更届出書（第6号様式）により」を「速やかに書面により管理者に」に改め、同項第1号中「法人」の右に「その他の団体」を加え、「主たる事務所」を「事務所若しくは事業所」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第15条第2号中「用途」を「使用目的の」に改める。

第17条第1項中「使用物件滅失、き損届出書（第7号様式）により」を「書面により管理者に」に改め、同条第2項中「使用人は」の右に「管理者の」を加える。

第19条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「3箇月以上」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 第20条の2第2項の規定は、使用許可を取り消した場合に準用する。この場合において、「貸付料」は「使用料」と読み替えるものとする。

第20条第1項第1号イを次のように改める。

イ ア以外のとき。

(ア) その敷地面積が5,000平方メートル以上である工作物の所有を目的とするとき。 30年以内

(イ) (ア)以外のとき。 5年以内

第20条の次に次の1条を加える。

(貸付契約の解除)

第20条の2 行政財産の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付契約を解除することがある。

(1) 3箇月以上貸付料の納入を怠ったとき。

(2) この規程もしくは貸付契約の条件に違反したとき。

2 管理者は、借受人の責に帰すべき事由により貸付契約を解除したときは、これにより本局に生じた損害の賠償を請求する。この場合において、既納の貸付料があるときは、管理者は、当該貸付料をこれに充当するものとする。

第21条を次のように改める。

(準用規定)

第21条 第8条の2、第11条、第13条から第18条まで、第23条及び第28条の規定は、行政財産を貸し付ける場合に準用し、第8条の2、第11条、第13条から第18条まで、第20条の2、第23条及び第28条の規定は、行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。

第22条第1項第1号イを次のように改める。

イ ア以外のとき。

(ア) その敷地面積が5,000平方メートル以上である工作物の所有を目的とするとき。 30年以内

(イ) (ア)以外のとき。 5年以内

第23条第1項中「市有財産借受願（第8号様式）により願い出」を「競争入札による場合を除き、次に掲げる事項を記載した申込書を管理者に提出し」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申込者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）及び住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
- (2) 申込みに係る普通財産の種別、所在地及び数量
- (3) 貸付期間
- (4) 使用目的
- (5) その他管理者が必要と認める事項

第23条第2項中「市有財産更新借受願（第9号様式）により願い出」を「前項各号に掲げる事項を記載した申込書を管理者に提出し」に改め、同項ただし書を削る。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条中「売払い」の右に「(競争入札による場合を除く。)」を加え、「市有財産交換（払下、譲受）願（第10号様式）により願い出」を「次に掲げる事項を記載した申込書を管理者に提出し」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申込者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）及び住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
- (2) 申込みに係る普通財産の種別、所在地及び数量
- (3) 財産の交換を受けようとする場合にあつては、交換する申込者の財産の種別、所在地及び数量
- (4) 交換、売払い又は譲与を受ける目的

第28条中「督促状（第11号様式）」を「書面」に改める。

第30条を次のように改める。

（準用規定）

第30条 第8条の2、第11条、第13条から第18条まで及び第20条の2の規定は、普通財産の貸付又は普通財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。

第3号様式から第11号様式を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(交通局企画総務部財務課)